

# 旧 RD 最終処分場有害物調査について

## 初期調査の結果

(12/21 までの調査結果 速報版)

平成 22 年 12 月 27 日

滋 賀 県

## 目 次

1. 有害物調査の進め方 .....	1-1
2. 初期調査（表層ガス調査）.....	2-1
2.1 表層ガス調査の内容	
2.2 表層ガス調査の調査結果（12/11速報版）	
3. 1次調査（ボーリング調査）の調査地点検討 .....	3-1

# 1. 有害物調査の進め方

## (1) 有害物調査の基本的な考え方

有害物調査の基本的な考え方は以下に示すとおりとする。

- ① RD 事案に対し、区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策方針を最終決定するための調査とする。
- ② 既存調査に加え、新たなボーリング調査等による詳細な有害物調査を行うとともに元従業員等の証言に基づくドラム缶調査を行う。
- ③ 有害物調査の内容については、「旧 RD 最終処分場有害物調査検討委員会」の助言を踏まえて、周辺自治会との話し合いを進めながら決定する。

## (2) 有害物調査の進め方

図 1.1 に示すフローをもとに有害物調査を進める。

- ① 有害物の範囲を検討するため、基本となる「調査区画」を設定する。
- ② 既存調査結果、元従業員等の証言を整理し、「調査区画」に落とし込み、今回の調査で実施すべき区画、項目を明らかにする。
- ③ 有害物調査全体の調査フローを設定する。
- ④ 初期調査として、「表層ガス調査」と「既存コアの確認」を実施する。
- ⑤ 初期調査の評価を行い、1次調査内容について協議・決定する。
- ⑥ 1次調査は、30m調査区画に基づくボーリング調査等に加え、必要と考えられるドラム缶調査とする。
- ⑦ 1次調査結果の評価を行い、2次調査内容について協議・決定する。
- ⑧ 2次調査は、有害物の範囲を確定するための10m調査区画に基づくボーリング調査等とする。
- ⑨ 2次調査後、有害物調査全体の評価を行い、有害物の範囲を確定する。
- ⑩ 有害物の範囲の確定とともに対策工基本方針を検討し、決定する。

## (3) 調査区画の設定

調査区画は、環境省の助言を踏まえ、環境省告示第104号の産廃特措法の基本方針に示される30m格子区画（30mメッシュ）とする。

調査区画の具体的な設定方法は以下に示す。

- ① 有害物の範囲を検討するため、基本となる「調査区画」を設定する。
- ② 産廃特措法の基本方針に基づき、対策実施範囲を30m格子区画に区分する。
- ③ 既存の縦横断面図を有効に活用できるように、縦断面、横断面方向を格子角度とする。
- ④ 格子区画のうち、対策実施範囲が3割程度の半端な区画は、隣接する区画に統合する。
- ⑤ 格子で表現できない範囲（証言によるドラム缶埋設想定範囲等）は、格子とは別範囲で設定する。

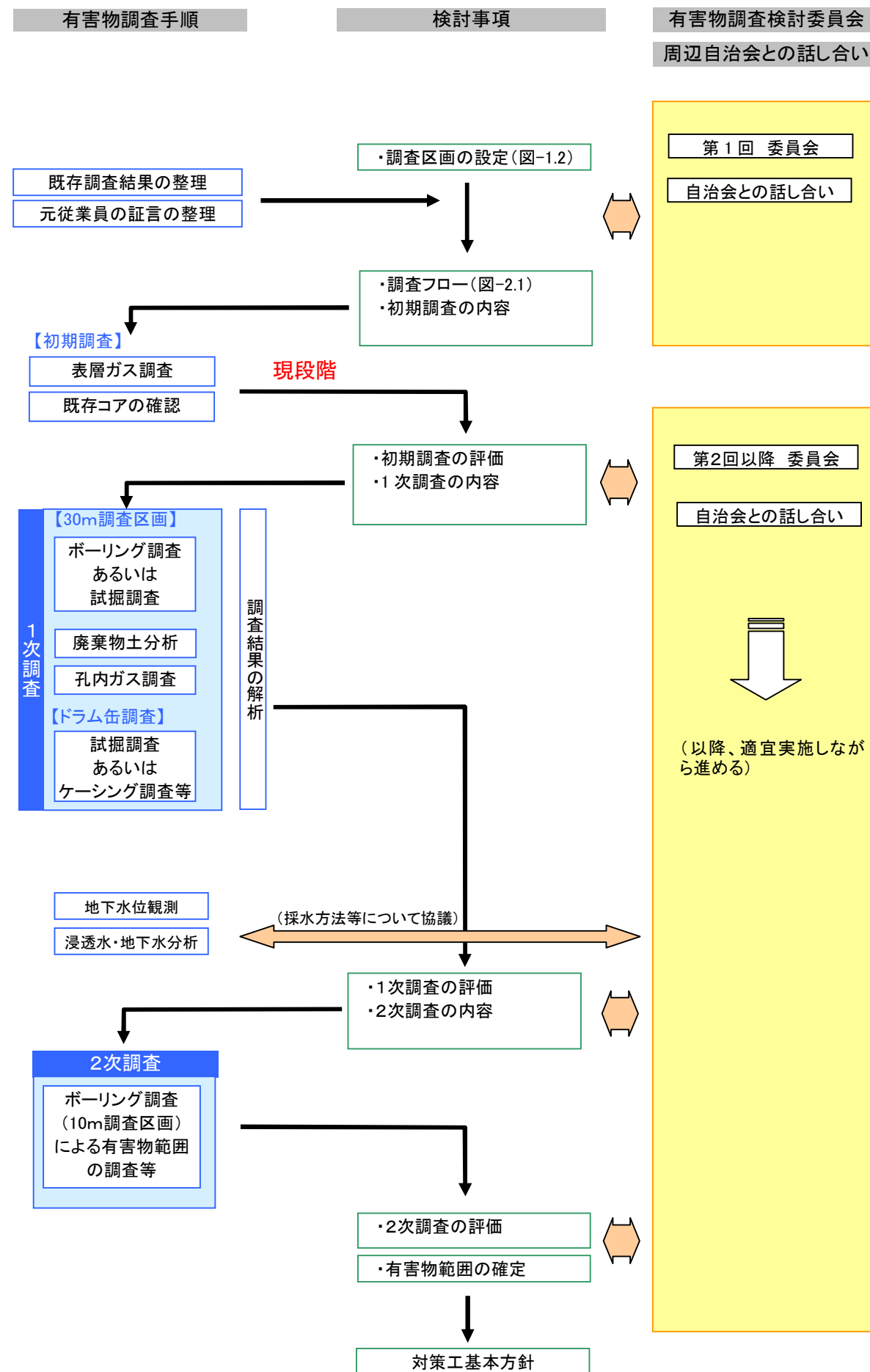


図-1.1 有害物調査の進め方

## 2. 初期調査(表層ガス調査)

### 2.1 表層ガス調査の内容

#### (1) 初期調査(表層ガス調査)

本調査は、廃棄物層上部(表層部)における廃棄物層内のガス発生状況を把握するとともに、その結果を利用し、各種発生ガス濃度分布からボーリング調査地点等を最適化するために実施する。

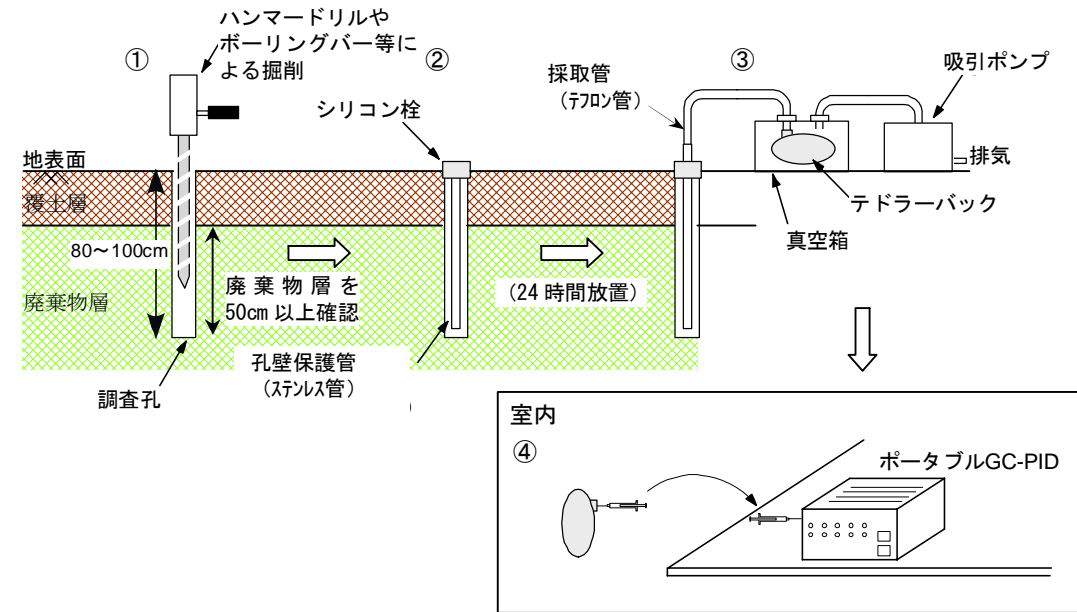


図-2.1.2 表層ガス調査における試料採取から分析までの実施手順

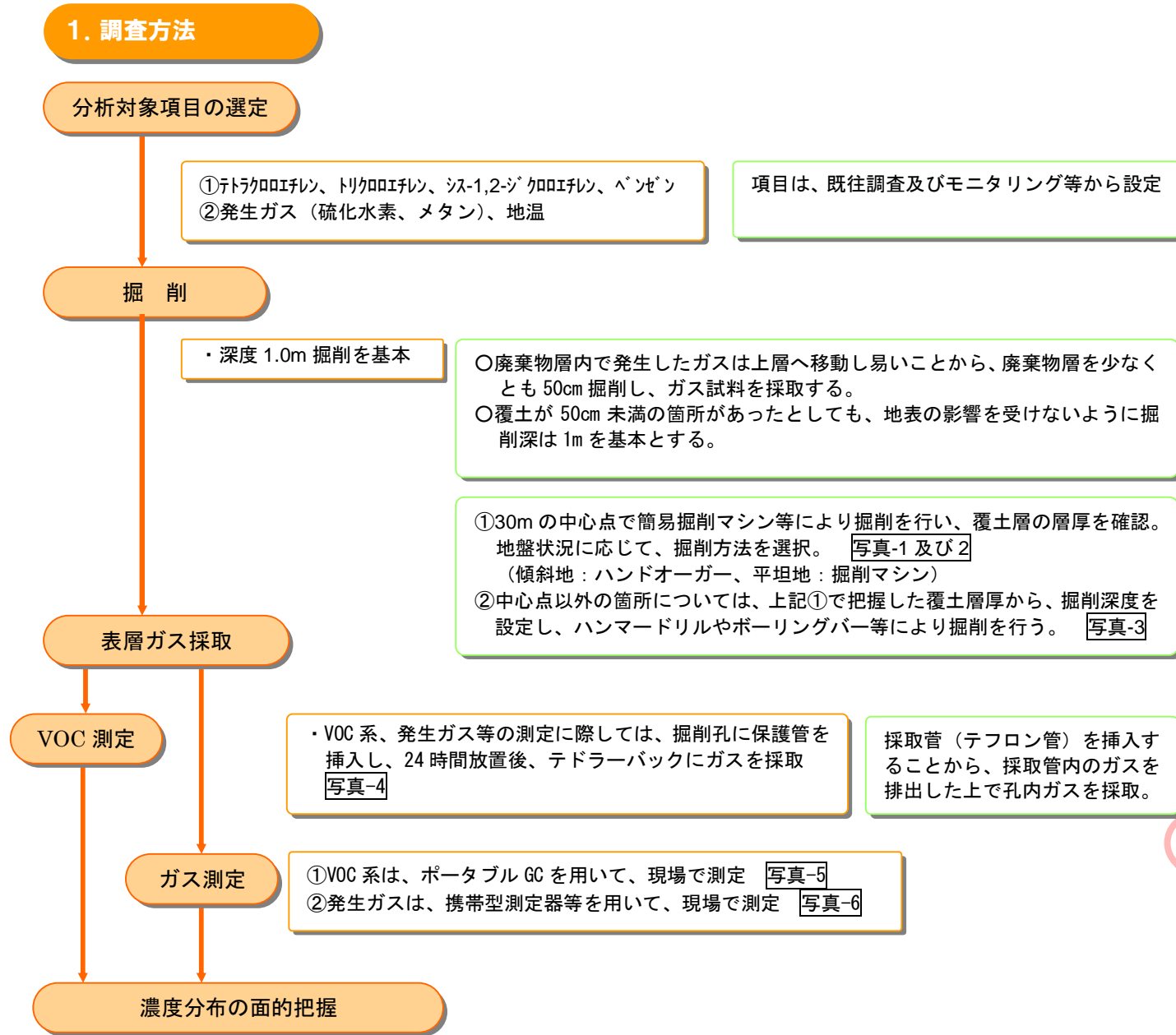


図-2.1.1 表層ガス調査フロー



写真-1 ハンドオーガーの掘削状況



写真-2 掘削マシンの掘削状況



写真-3 ハンマードリルの掘削状況



写真-4 表層ガス採取状況



写真-5 ポータブルガスクロマトグラフでのVOC測定



写真-6 携帯型ガス測定器(理研計器製GX-2001等)

# 表層ガス調査の計画位置

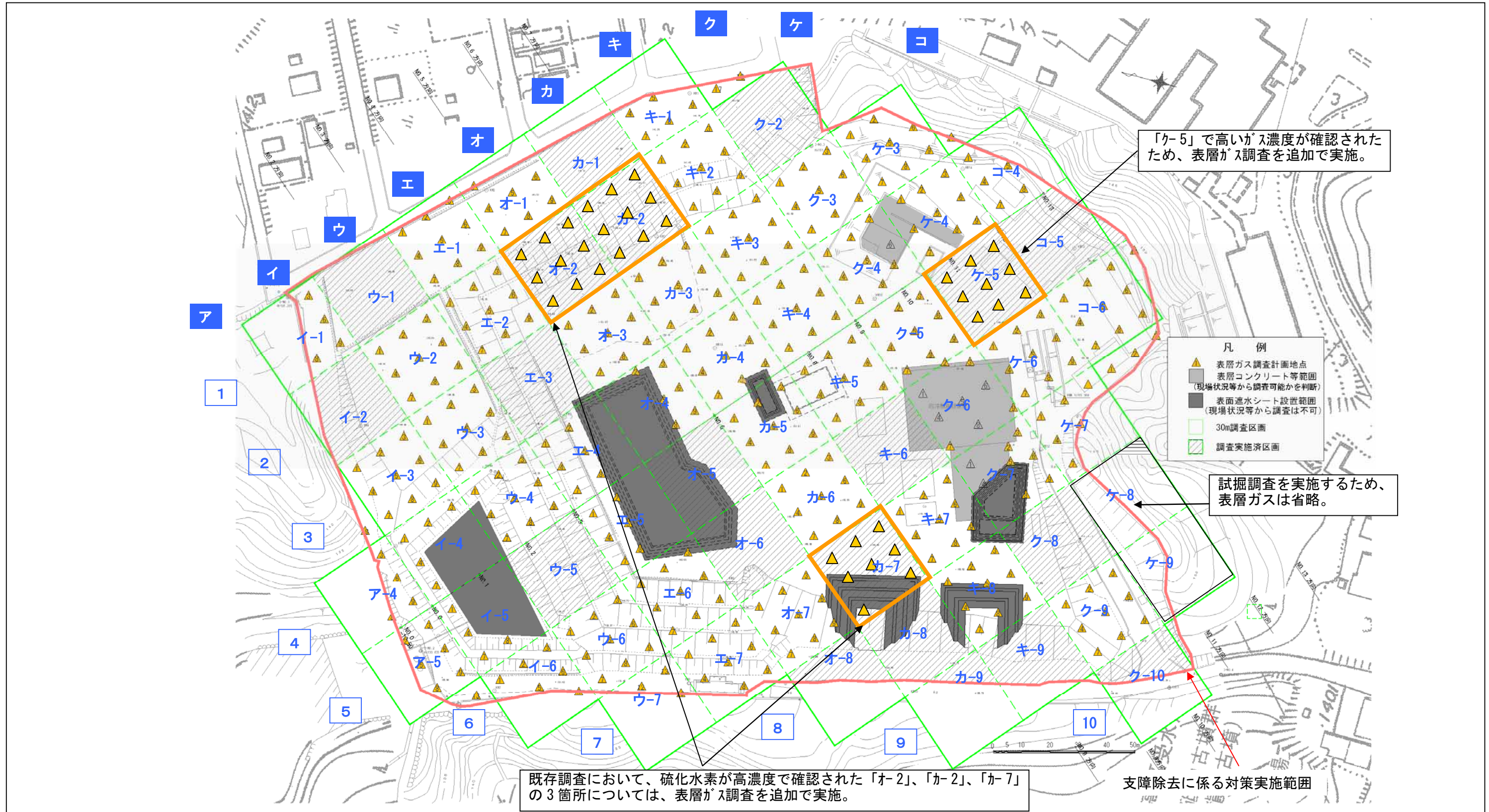


図-2.1.3 表層ガス調査の計画地点位置図

## 2.2 表層ガス調査の結果

### (1) 揮発性有機化合物類 (12/21 までの測定結果 速報版)

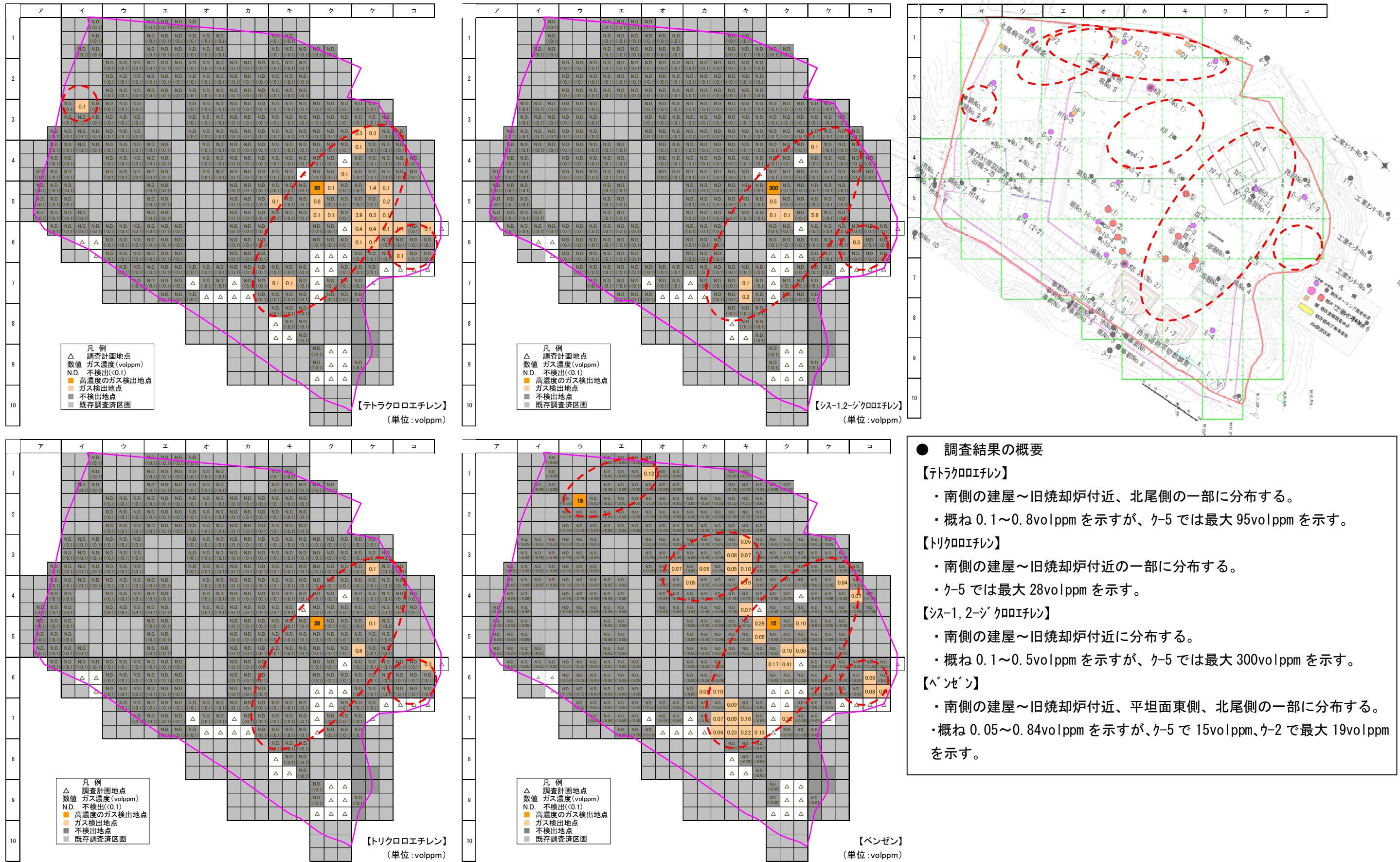


図-2.1.4 表層ガス調査の結果図 (揮発性有機化合物類)